2　国土交通大臣は、国際航海に従事しない船舶であって、船舶安全管理認定書の有効期間が満了する際更新審査を受ける予定の港に向け航海中となる船舶については、申請により、当該船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日の翌日から起算して一月を超えない範囲内においてその指定する日まで当該船舶安全管理認定書の有効期間を延長することができる。ただし、指定を受けた日前に当該航海を終了した場合は、その終了した日を当該船舶安全管理認定書の有効期間が満了する日とする。

3　前二項の申請をしようとする者は、船舶安全管理認定書有効期間延長申請書（第五号の二様式）に船舶安全管理認定書を添えて、国土交通大臣又は日本の領事官に提出しなければならない。

4　第一項及び第二項の規定による指定は、船舶安全管理認定書に記入して行う。

第二号様式を次のように改める。

第２号様式（第３条関係）

番号第　　号

船舶安全管理認定書

この認定書は、船舶安全管理認定書等交付規則第３条第３項の規定に基づき、交付する。

船名……

船舶番号又は信号符字……

船籍港……

船舶の種類……

総トン数……

国際海事機関船舶識別番号……

船舶安全管理規程審査申請書の
申請者の氏名又は名称及び住所……

……

この認定書は、本船が適合認定書に掲げる船舶の種類につき適切であることを確認したのち、船舶安全管理規程の審査を受け、船舶安全管理認定書等交付規則第３条第３項に規定する要件に適合していることを証明する。

この船舶安全管理認定書は、中間審査と適合認定書の有効性を条件として……まで効力を有する。

この認定書の基となる審査が完了した日……において交付した。

（認定書の交付の場所）

交付の日……

（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）　㊞

番号第　　号

中間審査に係る裏書

船舶安全管理認定書等交付規則第５条第３号の規定に基づき行われる中間審査において、船舶安全管理規程が船舶安全管理認定書等交付規則第３条第３項に規定する要件に適合していることを証明する。

中間審査　　場　所……

日……

（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）　㊞

番号第　　号

船舶安全管理認定書等交付規則第６条の２第１項（第２項）の規定による
船舶安全管理認定書の有効期間の延長に係る裏書

この認定書は、船舶安全管理認定書等交付規則第６条の２第１項（第２項）の規定により、……まで効力を有する。

場　所……

日……

（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）　㊞

第三号様式から第五号様式中「（地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）」を「（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、地方運輸局運輸支局長、地方運輸局海事事務所長、運輸監理部海事事務所長、地方運輸局運輸支局海事事務所長、沖縄総合事務局長又は運輸事務所長　氏名）」に改める。

第五号の二様式を次のように定める。

第５号の２様式（第６条の２関係）

船舶安全管理認定書有効期間延長申請書

年　月　日

殿

申請者の氏名又
は名称及び住所

下記の船舶の船舶安全管理認定書について、船舶安全管理認定書等交付規則第６条の２第１項（第２項）の規定により有効期間の延長の期日の指定を受けたいので、同条第３項の規定により申請します。

船舶安全管理認定書の交付を受けている者の氏名又は名称及び住所			
船舶の種類		船名	
船舶安全管理認定書の番号		船舶安全管理認定書の有効期間	
運航予定			
備考			

（注）1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正前の船舶安全管理認定書等交付規則の規定により交付を受けている船舶安全管理認定書、適合認定書、仮船舶安全管理認定書及び仮適合認定書は、この告示による改正後の船舶安全管理認定書等交付規則の規定により交付された船舶安全管理認定書、適合認定書、仮船舶安全管理認定書及び仮適合認定書とみなす。